

庁議（令和3年4月6日）結果について

- 1 開催日 令和3年4月6日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 市民部長、市民病院事務局長、社会教育部長、まちづくり政策部長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項
 - (1) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none">1 改正の理由 平成23年6月の税制関連法案の成立により、認定NPO法人以外のNPO法人であっても、都道府県や市町村が条例で指定したNPO法人への寄附金が個人住民税の寄附金税額控除の対象とされることとなりました。平塚市でも平成25年9月の議会でNPO法人を指定する条例を新設し、現在4法人を指定しています。 今回、NPO法人より新規指定及び指定更新の申出を受け、また、県指定の更新をせず期間満了となるNPO法人の削除をするため、NPO法人を指定する条例の一部改正を行うものです。2 改正の要点 令和3年3月までに申出のあった神奈川県指定NPO法人2法人と、期間満了となるNPO法人1法人について、本条例別表の修正を行います。3 平塚市指定申出及び条例別表から削除するNPO法人 新旧対照表のとおり
結果	審議の結果承認された。

- (2) 平塚市民病院職員定数条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none">1 改正理由 市民病院は、令和3年3月に改訂された市民病院将来構想に基づき、働き方改革の推進などの社会情勢に適合した柔軟な病院運営及び将来構想に定めた平塚市民病院のビジョンを実現するため、定数の拡大を図る。2 定数内訳
----	--

	<p>医師及び医療技術職員の2交代制勤務への移行、ワークライフバランスを考慮した看護師の勤務シフト、救急医療の強化と機能充実に向けた救急救命士の配置、病院機能を支える事務職の増員のため、現行の692人に123人を増員した815人を定数とする。</p> <p>3 今後の定数管理</p> <p>今後は、将来構想における収支計画、毎年度の予算・決算状況、診療報酬改定及び関連法令改正などから想定される人件費比率を算出し、予算規模に応じた採用計画を毎年度立てるものとする。</p> <p>4 施行日</p> <p>令和3年7月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

- (3) 平塚市の図書館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>令和4年度から予定している地区図書館への指定管理者制度の導入に対応するため、図書館の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができる旨の規定を整備するほか、現在の規定を整理するため、平塚市の図書館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正するものです。</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

- (1) これからの平塚市図書館運営のあり方の策定及び パブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>令和3年2月8日から令和3年3月9日の期間で、これからの平塚市図書館運営のあり方（素案）のパブリックコメント手続を実施したため、その結果を報告します。また、令和3年3月教育委員会定例会においてパブリックコメントを踏まえ、これからの平塚市図書館運営のあり方の策定が議決されたため、庁議に報告するものです。</p> <p>（提出された意見数：個人から19人、団体から3団体、合計67件）</p>
----	--

- (2) 用途地域等の変更（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>本市では、市街化区域全域を対象とした用途地域等の見直しは、20年以上行っておらず、人口減少や少子高齢化の進展等の社会経済情勢の変化やまちづくりの進展により様々な課題が発生しております。</p> <p>これらの課題に対応するため、平塚市都市マスタープランを踏まえた用途地域等の見直しを進めるための基本的な考え方を示した「平塚市用</p>
----	--

途地域等の見直しに係る基本方針」を令和元年12月に策定しました。この度、策定した見直し基本方針に基づき、見直しを行う区域を抽出し、用途地域等の変更素案をまとめましたので、市民のみなさまのご意見を反映するため、パブリックコメント手続を実施するものです。

1. 意見の募集期間

令和3年5月21日（金）から令和3年6月21日（月）まで

2. 募集内容の周知

広報ひらつか（令和3年5月21日発行）、市ホームページ及び各公民館等で周知します。

3. 素案の閲覧方法

市役所（まちづくり政策課）、各公民館、ひらつか市民活動センターなどで閲覧及び配布を実施するとともに、市ホームページへの掲載を行います。

4. 意見の募集方法

郵送、ファクシミリ、直接持参、電子メール等

5. 意見への回答

提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見に対する市の考え方を一括して公表し、回答します。

また、意見の募集期間中に市内7箇所で説明会を行います。説明会でいただいた意見は、パブリックコメントの取り扱いとします。

以 上